

**確定給付企業年金（基金型）
事業運営・事務執行点検シート**

東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課

平成24年3月

目次

1. 適用状況	1
2. 加入者に関する事項	1
3. 給付に関する事項	4
4. 掛金に関する事項	5
5. 財務及び会計に関する事項	6
6. 業務概況の周知状況	7
7. 資産運用に関する事項	8
8. 代議員及び理事等に関する事項	11
9. 福祉事業に関する事項	16
10. 個人情報保護に関する事項	16

事業運営・事務執行点検シートについて

- (1) この点検シートの各頁は、監査を実施する確定給付企業年金基金に送付する「確定給付企業年金監査資料（基金型）」の項目に合わせて作成しています。
(平成22年度末時点)
- (2) この点検シートは、法令上の全てを網羅したものではありません。
- (3) 点検シートに掲載されていない事項についても、法令、通知、規約、諸規程等を遵守し、適正効率的な事業運営及び事務執行を行ってください。
- (4) この点検シートにて、少なくとも年に1回の点検実施をお願いします。
- (5) 実施については、理事長が点検を行ってください。補助者を置く場合は、理事長は自己点検の判定及び点検結果の内容を確認し、その実施に責任を持ってください。
- (6) この点検シートは、平成24年1月1日現在の法令に基づき作成しています。

【参照条文】

- 法…確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)
令…確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)
規則…確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)

【参照通知等】

- 法令解釈…通知「確定給付企業年金制度について」の別紙「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」
承認認可基準…通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の別紙1「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準」
事業運営基準…通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の別紙2「確定給付企業年金の事業運営基準」
加入者原簿の記録等の取扱い通知…通知「確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について」
通算措置に係る事務取扱準則…通知「企業年金等の通算に係る事務取扱準則について」の別紙「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則」
ガイドライン…通知「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」の別添「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」
監事監査規程要綱…通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の別紙5「企業年金基金監事監査規程要綱」
個人情報の取扱い準則…通知「企業年金等に関する個人情報の取扱いについて」の別紙「企業年金等に関する個人情報の取扱い準則」

1. 適用状況

自 己 点 検 項 目		判 定
1 公告	◇基金の名称又は事務所の所在地に変更が生じたときは、2週間以内に、次に掲げる方法で公告しているか。（法第15条、令第8条～第10条）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
	ア 官報への掲載 イ 各事務所の掲示板への掲示	有 ・ 無 有 ・ 無
	◇代議員会の招集のほか、規約又は規程で公告をすべきと定めた事項は、規約に定める方法で公告しているか。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
2 事業主・実施事業所	◇実施事業所の範囲及び役員の変遷を詳細に記録しているか。また、変更があった場合は規約との整合性が取れているか。（事業運営基準2.(6)）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
	◇実施事業所の増減があった場合は、規約変更認可申請（届出）の手続きを行っているか。（法第16条第1項、規則第16条）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
自 己 点 検 結 果		
否の項目	否の要因	改善策

2. 加入者に関する事項

自 己 点 検 項 目		判 定
1 加入者の範囲等	◇加入者とすることについて、一定の資格を規約で定めている場合は、加入者の規定又は除外者の規定が労働協約等から正確に引用されているか。 （法第25条第2項、法令解釈第一の一）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
	◇加入者期間は、規約に定められた方法で算出されているか。（法第28条、令第21条・第22条、法令解釈第一の一）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>

2 加入者原簿

◇次に掲げる事項を記載した加入員原簿を、基金事務所に備え付けて置いているか。(令第20条第1項、規則第21条、事業運営基準1.⑦)

適・否

ア 加入者の氏名、性別及び生年月日

有 ・ 無

イ 加入者の資格の取得及び喪失の年月日

有 ・ 無

ウ 使用されている実施事業所の名称

有 ・ 無

エ 基礎年金番号

有 ・ 無

オ その他給付の額の算定に関し必要な事項

有 ・ 無

◇事業主は、その使用する者が基金の加入者の資格を取得したときは、30日以内に、次に掲げる事項を届け出ているか。(規則第22条、加入者原簿の記録等の取扱い通知1)

適・否

ア 加入者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

有 ・ 無

イ 加入者の資格を取得した年月日

有 ・ 無

ウ その他必要な事項

有 ・ 無

◇事業主は、その使用する基金の加入者が、加入者の資格を喪失したときは、30日以内に、次に掲げる事項を届け出ているか。(規則第23条)

適・否

ア 加入者の氏名、性別及び生年月日

有 ・ 無

イ 加入者の資格を喪失した年月日

有 ・ 無

ウ 加入者が脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換を申し出ることができる場合は、当該加入者の住所

有 ・ 無

エ その他必要な事項

有 ・ 無

◇事業主は、その使用する基金の加入者の氏名に変更があったときは、速やかに、次に掲げる事項を届け出ているか。(規則第23条の2、事業運営基準1.②)

適・否

ア 氏名(変更前及び変更後の氏名)、性別及び生年月日

有 ・ 無

イ 氏名の変更の年月日

有 ・ 無

◇基金は、加入者の住所に異動が生じたときは、事業主に対する当該加入者の申出等に基づき、当該異動内容を把握しているか。また、事業主に住所管理・保管をさせている場合には、事業主の住所記録の管理・保管状況を定期的に確認しているか。(事業運営基準1.④)

適・否

◇加入者等から、原簿の閲覧請求又は原簿に記載された事項の照会があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧させ又は回答を行っているか。

適・否

(令第20条第2項)

◇基金は、定期的に、管理している記録(加入履歴等)及び将来の給付に関する必要な情報(加入実績に応じた年金見込額等)を分かりやすい形で、加入者等に通知するよう努めているか。(加入者原簿の記録等の取扱い通知3)

適・否

3 加入者への説明

◇加入者が資格を喪失したときは、次に掲げる事項を説明をしているか。

適・否

(令第50条の4第1項、規則第89条の5第1項、通算措置に係る事務取扱準則第2-1(1))

ア 移換申出期限	有 ・ 無
イ 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間	有 ・ 無
ウ 資格喪失者の有する選択肢	有 ・ 無
エ 企業年金連合会及び国民年金基金連合会の制度の概要、手数料及び連絡先	有 ・ 無
オ 退職に伴う資格喪失者が脱退一時金の受給を選択する場合は、退職所得の取扱いとなり退職所得控除が適用されること	有 ・ 無
カ その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項	有 ・ 無
◇加入者の資格を取得した者が、脱退一時金相当額を移換することができるものであるときは、次に掲げる事項を説明をしているか。(令第50条の4第2項、規則第89条の5第2項、通算措置に係る事務取扱準則第2-2(1))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
ア 給付に関する事項(予想年金額(モデル年金額でも可)を含む)	有 ・ 無
イ 脱退一時金相当額等の移換申出期限及び申出の手続	有 ・ 無
ウ 老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる期間又は加入者期間に算入する期間及びその算定方法	有 ・ 無
エ 加入者期間が1年未満であるものについては脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を通算しない旨を規約に定めている場合にあっては、その旨及びその概要	有 ・ 無
オ 本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金から脱退一時金相当額又は積立金を移換した場合は、給付時に課税されること	有 ・ 無
カ 制度の変更を検討している場合であってその変更内容等を加入員等に説明している場合は、それと同様の内容	有 ・ 無
キ その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項	有 ・ 無

自 己 点 検 結 果

否の項目	否の要因	改善策

4. 掛金に関する事項

自 己 点 検 項 目		判 定
1 掛金 ◇法令に基づき規約に定められた掛金を、事業主から年1回以上、定期的に 拠出させているか。(法第55条第1項) ◇掛金の加入者負担がある場合、加入者から掛金の負担に関する同意を得て いるか。(法第55条第2項、令第35条第2号、規則第37条、法令解釈第四の一) ◇掛金の額は、規約の定めにより、特定の者につき不当に差別的なものでな く、適正かつ合理的な方法で算定されているか。(法第55条第3項・第4項、規則第38条)		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 掛金の納付 ◇掛金は、規約に定められた納付期限までに、基金に納付されているか。 (法第56条第1項) ◇掛金の延滞金を徴収することとする場合には、規約の定めにより、公的年金等 の例を参考に合理的な利率としているか。(承認認可基準三の三(3)②) ◇実施事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主 の掛金が増加することになるときは、当該増加する額に相当する額として規約の 定めにより算定した額を、掛金として一括して拠出させているか。 (法第78条第3項)		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
3 財政再計算 ◇給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、法令に定め るところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう掛金の額 を再計算しているか。(法第58条・第62条、規則第50条～第52条・第56条・第57条)		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
自 己 点 検 結 果		
否の項目	否の要因	改善策

5. 財務及び会計に関する事項

自 己 点 検 項 目		判 定	
1	経理の原則		
	◇基金が行う事業の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しているか。 (規則第110条第1項)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	◇基金の経理は、給付に関する取引の経理(年金経理)及びその他の取引の経理(業務経理)の各経理単位に区分して行っているか。(規則第110条第3項・第4項)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	◇各経理単位に、資産勘定、負債勘定、基本金勘定、費用勘定及び収益勘定を設けて取引を経理しているか。(規則第110条第6項)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	◇加入者等の福利及び厚生に関する事業を行う場合は、当該事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しているか。(令第68条)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	2	出納	
		◇出納の担当者の業務及び責任の範囲を明確にしているか。(事業運営基準2.(7)②)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
		◇現金の出納及び保管は、厳正かつ確実に行われているか。(事業運営基準2.(7)③)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
		I 現金出納の取扱いについて、取引の都度、現金出納帳に記載し、帳簿残高と現金保有残高を確認しているか。	有 ・ 無
		II 現金・預貯金通帳・預り証等の保管について、厳重な鍵のかかる金庫等で保管しているか。	有 ・ 無
◇出納事務について、複数人の役職員で分掌又は別人が確認するよう事務を定め、相互牽制を図っているか。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
自 己 点 検 結 果			
否の項目	否の要因	改善策	

6. 業務概況の周知状況

自 己 点 検 項 目		判 定	
<p>1 加入者等への周知</p> <p>◇確定給付企業年金に係る業務の概況について、毎事業年度1回以上、次に掲げる事項を加入者に周知しているか。(法第73条第1項、規則第87条第1項、ガイドライン六(3))</p> <p>ア 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計</p> <p>イ 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数</p> <p>ウ 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況</p> <p>エ 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況</p> <p>オ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況</p> <p>カ 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況</p> <p>キ 基本方針の概要</p> <p>ク その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項</p> <p>◇周知事項を加入者に周知させる場合には、規約に定められた次のいずれかの方法により行われているか。(法第73条第1項、規則第87条第2項、ガイドライン六(3))</p> <p>ア 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法</p> <p>イ 書面を加入者に交付する方法</p> <p>ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p> <p>エ その他周知が確実に行われる方法(例えば基金のホームページへの掲載など)</p> <p>◇受給者及び受給待期者に対して、業務の概況を周知するよう努めているか。(法第73条第2項、規則第87条第3項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p>有 ・ 無</p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>		
	<p>2 事業主への周知</p> <p>◇管理運用業務の状況に関する情報について、定期的に、又はその求めに応じて、事業主に提供しているか。(ガイドライン六(4))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	
	自 己 点 検 結 果		
	否の項目	否の要因	改善策

(運用コンサルタント等)

◇運用コンサルタント等を利用しているか。(ガイドライン三(8))

有・無

◇運用コンサルタント等と契約を締結するに当たっては、運用コンサルタント等に助言を求める範囲及び運用コンサルタント等の義務を明確にしているか。(ガイドライン三(8))

適・否

(理事の責任)

◇管理運用業務に関する意思決定は、理事により理事会において行われているか。(ガイドライン三(11)①)

適・否

(理事の業務執行の確認)

◇代議員会において、管理運用業務に関する事項の議決をする際には、理事が管理運用業務を適正に執行しているかを代議員により確認されているか。(ガイドライン三(12)①)

有・無

2 運用の基本方針

(策定)

◇基金の個別事情に応じて、自らの判断の下に、運用の基本方針を策定しているか。(令第45条第1項、ガイドライン三(4))

適・否

(内容)

◇運用の基本方針には、次の事項を漏れなく記載しているか。(令第45条第1項、規則第83条、法令解釈第六の一、ガイドライン三(4))

適・否

ア 運用の目的

有 ・ 無

イ 運用目標

有 ・ 無

ウ 資産構成に関する事項

有 ・ 無

エ 運用受託機関の選任に関する事項

有 ・ 無

オ 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項

有 ・ 無

カ 運用受託機関の評価に関する事項

有 ・ 無

キ 運用業務に関し遵守すべき事項

有 ・ 無

ク 自家運用に関する事項(自家運用を行う基金に限る)

有 ・ 無

ケ その他運用業務に関し必要な事項

有 ・ 無

(見直し)

◇運用の基本方針は、確定給付企業年金の状況や環境の変化に応じ、その前提条件との整合性を確認し、定期的に見直しをしているか。(ガイドライン三(4))

適・否

3 運用指針

◇運用の基本方針と統合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しているか。(令第45条第3項、規則第83条第4項、法令解釈第六の二、ガイドライン三(5)②)

適・否

4 行為準則

(忠実義務)

◇理事は、法令、法令に基づいて行う厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその業務を遂行しているか。(法第70条第1項、ガイドライン三(1)①)

適・否

(禁止行為)

◇理事は、次の行為をしてはならない。(法第70条第2項、ガイドライン三(10)②)

適・否

ア 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、基金資産運用契約を基金に締結させること。

有 ・ 無

イ 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の運用に関し特定の方法を指図すること。

有 ・ 無

自 己 点 検 結 果

否の項目

否の要因

改善策

ているか。(事業運営基準2.(2)⑥)

◇代議員会の会議録には、次の事項を漏れなく記載しているか。(令18条第1項)

ア 開会の日時及び場所

イ 代議員の定数

ウ 出席した互選代議員の氏名及び選定代議員の氏名並びに代理出席を委任した代議員の氏名及び委任を受けた代議員の氏名

エ 議事の経過の要領

オ 議決した事項及び可否の数

カ その他必要な事項

◇会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しているか。(令第18条第2項)

◇会議録を、基金の主たる事務所に備え付けて置いているか。(令第18条第3項)

◇加入者等から会議録の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これに応じているか。(令第18条第4項)

適・否

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

適・否

適・否

適・否

2 役員

◇基金に、役員として理事及び監事を置いているか。(法第21条第1項)

(任期)

◇役員任期は、3年を超えない範囲内で規約で定める期間としているか。

また、補欠の役員任期は前任者の残任期間としているか。(令第19条第1項)

◇役員任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、その職務を行っているか。(令第19条第2項)

○理事

(定数)

◇理事の定数は、偶数とし、その半数は事業主において選定した代議員において、他の半数は加入者において互選した代議員において、それぞれ互選しているか。(法第21条第2項)

◇理事に欠員が生じた場合は、速やかに欠員を補充しているか。

(理事長)

◇理事のうち1人を理事長とし、事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選挙しているか。(法第21条第3項)

◇理事長が就任(再任を含む。)し、退任し、又は死亡したときは、遅滞なく、その旨を地方厚生局長等に届出しているか。(規則第19条)

◇理事長に事故があったとき又は理事長が欠けたときに理事長の職務を代理し、又はその職務を行う理事を、事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定しているか。(法第22条第1項、事業運営基準2.(3)②)

◇あらかじめ理事長が指定した理事が、その職務を代理し、又はその職務を行ったときは、遅滞なく、その旨を地方厚生局長等に届け出しているか。

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

(規則第19条)

○理事会

(表決)

◇理事会での表決の方法を定めているか。

適・否

(会議録)

◇理事会における会議の状況及び決定事項については、代議員会の会議録に準じて詳細に記録し、整理保存しているか。(事業運営基準2.(3)④)

適・否

◇会議録には、議長及び理事会において定めた2人以上の理事が署名しているか。

適・否

(理事長専決)

◇理事長が専決処分を行ったときは、次の代議員会にて報告し、承認を求めているか。(令第12条第5項)

適・否

○監事

(定数)

◇監事は、代議員会において、事業主において選定した代議員及び加入者において互選した代議員のうちから、それぞれ1人を選挙しているか。(法第21条第4項)

適・否

◇監事は、理事又は基金の職員を兼ねていないか。(法第21条第5項)

適・否

◇監事の選出にあたって、会計事務に係る素養や資格等を考慮しているか。

適・否

◇監事に欠員が生じた場合は、速やかに欠員を補充しているか。

適・否

(監査規程)

◇「企業年金基金監事監査規程要綱」に基づき、監事監査規程を設けているか。(事業運営基準2.(4)③、ガイドライン三(12)②)

適・否

(監査計画)

◇監事は、毎事業年度当初に当該事業年度の監査の回数、時期その他監査の実施に関する事項を定める監査の実施計画を立てているか。(監事監査規程要綱5)

適・否

◇監事は、監査の実施計画を理事長に通知しているか。(監事監査規程要綱5 様式1)

適・否

(監査)

◇監査の実施計画に基づき、定例監査(少なくとも毎事業年度1回)を実施しているか。(監事監査規程要綱3)

適・否

◇定例監査は、次に掲げる事項のすべてについて行われているか。(監事監査規程要綱3)

適・否

ア 諸法令、諸規則等の実施状況

有 ・ 無

イ 事務能率及び経営合理化の状況

有 ・ 無

ウ 事業計画の実施状況

有 ・ 無

エ 経理及び掛金に関する事項

有 ・ 無

オ 積立金の管理及び運用に関する事項

有 ・ 無

カ 資産の取得、管理及び処分に関する事項

有 ・ 無

キ 給付の算定基礎となる給与等の決定及び給付の裁定等の処分に関する

有 ・ 無

事項

ク 決算に関する報告書及び事業報告書に関する事項

有 ・ 無

ケ その他業務の執行に関する状況

有 ・ 無

◇監事の職務は、合議により行われているか。(監事監査規程要綱12)

適・否

(監査結果)

◇監事は、監査の結果を文書をもって理事長に通知するとともに、少なくとも年1回は代議員会に報告しているか。(監事監査規程要綱9)

適・否

◇監査結果通知は、監事監査規程に定めた様式に基づき作成されているか。
(監事監査規程要綱9 様式2)

適・否

◇監事は、次に掲げる文書の回付を受けているか。(監事監査規程要綱11)

適・否

ア 監督官庁からの認可書、承認書、通知書その他の文書

有 ・ 無

イ 積立金の管理及び運用に関する基本方針に関する文書

有 ・ 無

ウ 業務経理に属する契約であって重要なものに関する文書

有 ・ 無

エ 借入金の借入れに関する文書

有 ・ 無

オ その他業務運営に関する重要な文書

有 ・ 無

3 組織

(代議員・理事の選任、運営等)

◇次に掲げる規程を設けているか。

適・否

ア 互選代議員の選出の手続きに関する規程 (事業運営基準2. (2)②)

有 ・ 無

イ 代議員会の運営に関する規程 (事業運営基準2. (2)④)

有 ・ 無

ウ 理事の選挙の手続きに関する規程 (事業運営基準2. (3)①)

有 ・ 無

エ 理事会の運営に関する規程

有 ・ 無

オ 監事の監査に関する規程 (事業運営基準2. (4)③、ガイドライン三(12)②)

有 ・ 無

カ 事務組織に関する規程 (あるいは事務分掌表)

有 ・ 無

キ 職員の就業規則 (事業運営基準2. (5)②)

有 ・ 無

ク 財務及び会計に関する規程

有 ・ 無

ケ 公印の管理に関する規程

有 ・ 無

コ 個人情報保護に関する規程 (個人情報の保護に関する法律第20条)

有 ・ 無

サ 福祉事業の実施に関する規程 (実施する場合) (事業運営基準5. (3)①)

有 ・ 無

シ その他必要に応じる規程

有 ・ 無

◇認可を受けるべき規約の変更をしようとするときは、漏れなく、厚生労働大臣 (法令に定める事項については地方厚生局長等) の認可を受けているか。
(法第16条、規則第15条・第16条)

適・否

◇届出をすべき規約の変更をしたときは、遅滞なく、厚生労働大臣 (法令に定める事項については地方厚生局長等) に届け出ているか。 (法第17条、規則第17条・第18条)

適・否

◇規約の変更の認可を受けたとき、又は規約の変更の届け出をしたときは、遅滞なく、基金の規約を実施事業所に使用される加入者に周知しているか。

適・否

(法第16条第3項・第17条第2項)

(事務組織)

◇基金の規模に応じた事務組織（体制）であるか。（事業運営基準2. (5)①）

適・否

◇職員の数が10人未満の基金にあっても、職員の処遇を明らかにするため、労働基準法の規定に準じた就業規則を定めているか。（事業運営基準2. (5)②）

適・否

◇職員に関する事項（給与、旅費、その他必要な事項等）を、規約に定めているか。（法第11条第7号、令第5条第5号、規則第14条）

適・否

◇不正防止に係るチェック体制は確立されているか。

適・否

(事務管理)

◇基金の実施事業所の範囲及び役員の変遷について、詳細に記録しているか。（事業運営基準2. (6)①）

適・否

◇規約の現況及び変遷を常に明確にしているか。（事業運営基準2. (6)②）

適・否

自 己 点 検 結 果

否の項目	否の要因	改善策

9. 福祉事業に関する事項

自 己 点 検 項 目		判 定
【福祉事業を行っている場合のみ】 ◇事業の内容が、給付事業に支障を来すおそれのあるものでないか。また、基金本来の目的を逸脱するものでないか。（承認認可基準二の八） ◇福祉事業の実施に関する規程を設け、適正かつ効果的な運営が行われるよう措置しているか。（事業運営基準5. (3)①） ◇不動産の取得を伴う事業については、実施計画を定め、予め地方厚生局長等へ協議しているか。（事業運営基準5. (3)⑥）		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
自 己 点 検 結 果		
否の項目	否の要因	改善策

10. 個人情報の保護に関する事項

自 己 点 検 項 目		判 定
1 基金における個人情報の管理 ◇個人情報の保管・使用に当たっては、確定給付企業年金の実施に係る業務の遂行の目的のみに保管・使用しているか。（事業運営基準1. ①） ◇個人情報の保護に関する規程を設けているか。 ◇利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い及び個人データの第三者への提供に関する本人の同意を得るに当たっては、当該本人に個人情報の利用目的を通知もしくは公表した上で、口頭・書面等により承諾する意思表示を行わせているか。（個人情報の取扱い準則第4-3） ◇個人データを取り扱う職員は、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用していないか。また、その業務に係る職を退いた後も同様としているか。（個人情報の取扱い準則第4-3） ◇個人データの取扱いの管理に必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから、個人データ管理責任者を選任しているか。（個人情報の取扱い準則第4-4） ◇個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う職員に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるために必要な教育及び研修を実施しているか。（個人情報の取扱い準則第4-5）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
2 委託先に対する個人情報の管理 ◇個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けているか。（個人情報の取扱い準則第5-1）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	

◇委託先が講ずべき次に掲げる措置の内容を、委託契約書に明記しているか。 (個人情報の取扱い準則第5-2)		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
ア 委託契約期間等		有 ・ 無
イ 利用目的達成後の個人データの取扱い		有 ・ 無
ウ 委託先における個人データの改ざん等の禁止又は規制		有 ・ 無
エ 委託先における個人データの複写又は複製の禁止		有 ・ 無
オ 委託先における個人データの漏洩等の事故が発生した場合の、委託先への報告義務及び委託先の責任の明確化		有 ・ 無
自 己 点 検 結 果		
否の項目	否の要因	改善策

※ 点検者は、原則、理事長とする。なお、補助者を置き、補助者が点検を行った場合は、自己点検の判定及び点検結果の内容を理事長が確認し、判定すること。

※ この自己点検表は平成24年1月1日現在の法令等に基づくものであるため、法令等が改正された場合は、改正後の法令等に基づき点検すること。

点 検 日 : 平成 年 月 日 (役職)

点検者(自署)

(氏名)

判 定 日 : 平成 年 月 日 (役職)

判定者(自署)

(氏名)
